

13. 情報・コミュニケーション支援

市政情報

本市では、さまざまな行政サービスの情報を提供しています。

1. ふくしま市政だより

毎月1回（各月1日）発行しています。

2. 市公式ホームページ

市ホームページでは「声の市政だより」を配信しています。

次ページを参照ください。

色の変更や音声読み上げに対応しています。



▲市ホームページ

3. メディアによる広報

新聞、テレビ、ラジオの各メディアを通して本市からの情報をお知らせしています。

（1）新聞市政広告 福島民報、福島民友の2紙 毎月2回

（2）テレビ 5分番組

●テレビユー福島（TUF）第1土曜日 9:25 ●福島放送（KFB）第1土曜日 9:55

●福島テレビ（FTV）第1日曜日 13:55 ●福島中央テレビ（FCT）第2土曜日 9:25

（3）テレビ 15秒スポット

●テレビユー福島（TUF）毎週日曜日 17:30

●福島中央テレビ（FCT）毎週月曜日 18:15～19:00 の中で

●福島テレビ（FTV）毎週月曜日 19:00～20:00 の中で

（4）テレビ データ放送（dボタン）

●福島放送（KFB）事前の設定や、個人情報の入力は不要です。災害時には避難所情報なども確認できます。

（5）ラジオ

●ラジオ福島（1458KHz）「市民ニュース」 毎週土曜日 8:55～9:00／第1日曜日 10:40～10:45

●ふくしまFM（81.8MHz）「福島市政インフォメーション」 毎週金曜日 8:35～8:55 の中で

●FMポコ（76.2MHz）「マイシティふくしま」 月～金曜日 7:48～7:53 再放送同日 17:30～17:35

※各放送時間は変更になる場合があります。

4. SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

ソーシャルメディアを活用して、市の施策、イベント、緊急情報などをメッセージ、写真、動画などで提供しています。

【公式SNS】

●LINE ●X ●Facebook

●YouTube（チャンネル名：ふくしまチャンネル）

【アクセス方法】

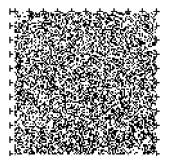
市ホームページで確認ができます。



▲市ホームページ

窓口

お問合せ…広聴広報課 電話 525-3710 FAX 536-9828



点字・声の広報等発行事業

「市政だより」や「市議会だより」を点字翻訳したものと、CDに音読録音したものを製作しています。「市政だより」は毎月1回発行、「市議会だより」は5月、8月、11月、2月の年4回発行しています。市議会議員の改選がある場合は9月（特別号）が発行されます。希望する世帯に送付します。

対象者

視覚障がいのある方

利用者負担額

無料



▲声の市政だより



▲声の市議会だより

窓口

お問合せ…（市政だより）広聴広報課 電話 525-3710 FAX 536-9828

（市議会だより）議会事務局 議事調査課 電話 525-3776 FAX 534-2520

意思疎通支援者派遣事業（手話・要約筆記）

聴覚障がいのある方、難聴者等の意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者派遣や要約筆記奉仕員派遣を行います。

対象者

市内に居住する聴覚障がいのある方及び音声・言語機能障がいのある方、中途失聴者、難聴者等、手話通訳や要約筆記を必要とする方

利用の要件

- ・医療、教育、職業等に関すること、社会生活上必要な手続及び冠婚葬祭に関すること。
- ・聴覚障がいのある方が参加する会議、講演会等の主催者から申請があった場合。（ただし、入場料等を徴収する場合は除く。）

利用方法

●手話通訳者派遣

「手話通訳派遣申込書」に必要事項を記入し、下記の窓口にお持ちいただくか、ファックスまたはEメール（f.shuwa@f-shishakyo.or.jp）にて申請してください。

※「手話通訳派遣申込書」は窓口でお渡しの他、福島市ホームページからダウンロードできます。

※下記の①～⑥をファックス、Eメールでお送りいただいて申請することもできます。

- | | | |
|-------|-------------|------------|
| ①氏名 | ②住所 | ③通訳の日にち・時間 |
| ④通訳場所 | ⑤待ち合わせ場所・時間 | ⑥通訳内容 |

●要約筆記奉仕員派遣

「要約筆記者派遣申請書」に必要事項を記入し、下記の窓口にお持ちいただくか、ファックスまたは申請フォームにて申請してください。

※「要約筆記者派遣申請書」は窓口でお渡しの他、福島市ホームページからダウンロードできます。

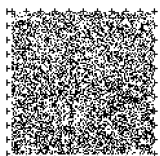


▲申請フォーム

窓口

お問合せ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課 障がい庶務係



点字学習指導員派遣

点字の学習を希望する視覚障がいのある方に対し、点字学習指導員を派遣して基本的な点字指導を行います。なお、利用料は無料です。

対象者

視覚障がいのある方 ※施設や病院に入所、入院している方でも利用できます。

利用方法

「点字指導員派遣申請書」に必要事項を記入し、下記の窓口にお持ちいただくか、ファックスまたは申請フォームにて申請してください。

※「点字指導員派遣申請書」は窓口でお渡しの他、福島市ホームページからダウンロードできます。



▲申請フォーム

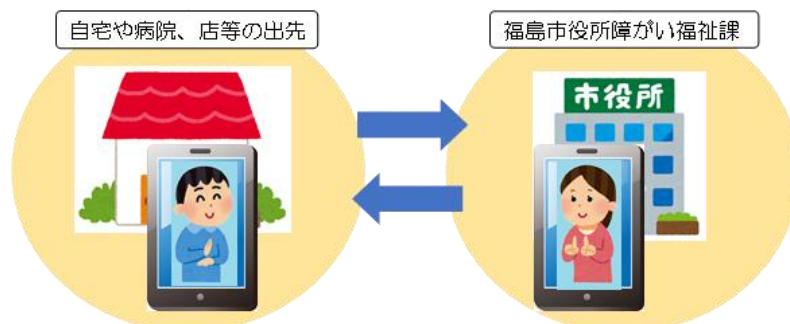
窓口

お問合せ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課

遠隔手話通訳サービス

ビデオ通話機能を利用して、ろう者（※）と福島市設置手話通訳者が意思疎通を図るものです。市役所への問い合わせなど、お持ちのスマートフォンやタブレットを使って手話で会話ができます。



※ろう者…聴覚障がいのある方のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者。

対象者

福島市内に居住するろう者

利用方法

ご利用の際は事前に登録が必要です。スマートフォンまたはタブレットをご持参のうえ、福島市役所障がい福祉課窓口にお越しください。利用規約に同意のうえ、同意書に必要事項を記入いただきます。

「福島市遠隔手話通訳サービス利用に関する同意書」および「利用規約」は障がい福祉課窓口で取得または、福島市ホームページからダウンロードできます。

対応アプリ

LINE

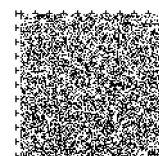
対応時間

平日（土・日・祝日・年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

窓口

お問合せ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課 障がい庶務係

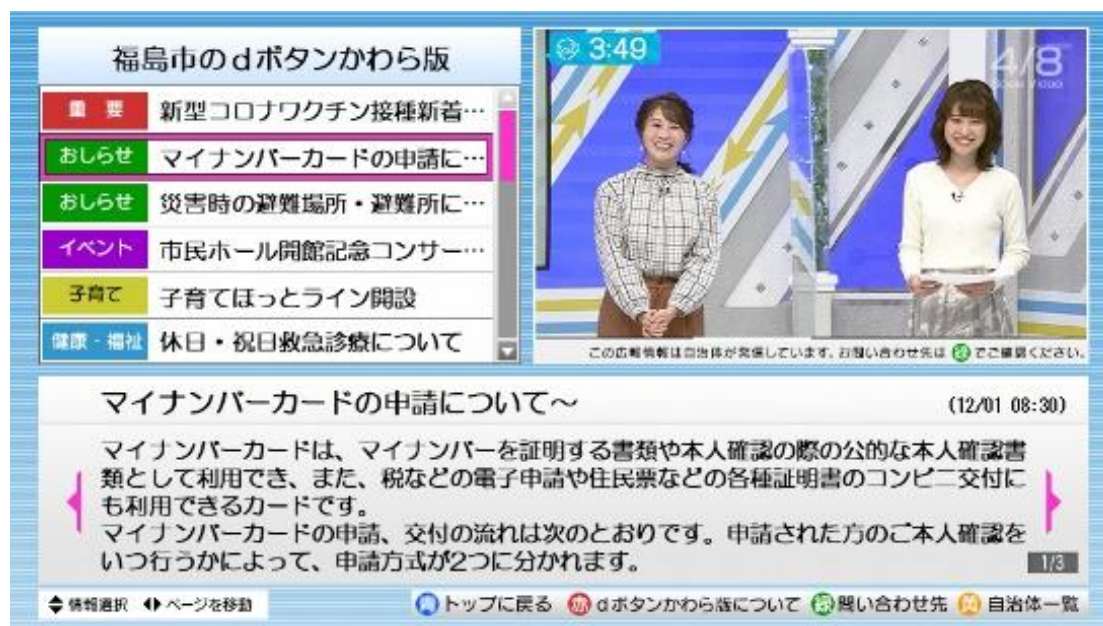


福島市dボタンかわら版

テレビのデータ放送(d ボタン)で市政情報をお知らせしています。事前の設定や、個人情報の入力は不要です。災害時には避難所情報なども確認できます。

使 い 方

1. テレビのチャンネルを 5 チャンネルに合わせます
 2. お手持ちのリモコンの d ボタンを押します。
 3. 「d ボタンかわら版」を選び、「決定ボタン」を押します。
- ※番組連動データ放送中はリモコンの「黄」ボタン(ニュース/天気)も押してください。



窓 口

お問合せ…広聴広報課 電話 525-3710 FAX 536-9828

福島市立図書館

障がいのある方へのサービスを行っております。

- ボランティアによる対面朗読サービス(要予約)
- 大活字本・朗読CD/テープ・手でさわる絵本・LLブックを取りそろえております。
- 拡大読書器、リーディングトラッカー・リーディングルーラーを備えております。

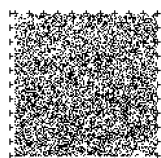
電子図書館サービス

電子図書館は、インターネット上で、お持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末などを使って電子書籍を借りて読むことができるサービスです。来館不要・24時間利用可能です。

電子図書館サービスで貸出している電子書籍には、文字の大きさや色、背景色を変えられるもの、音声読み上げに対応しているものもあります。

窓 口

お問合せ…福島市立図書館 電話 531-6551 FAX 531-5507



福島県立図書館

印刷による本が読めない・読みづらい方、県立図書館へ来ることができない方へ次のような取り組みを行っています。※一部のサービスを使うには、障がい者サービス利用登録が必要です。

障がい者サービス資料の利用

- 大活字本**…16ポイントより大きな活字で印刷した本です。
- LLブック**…文字が分かりにくい人のため、やさしい文章やピクトグラムを用いて書いてある本です。生活に役立つ情報など主に大人が読むための内容です。
- 音声デージー**…印刷による本の利用が難しい方が利用できる、音声を使った図書・雑誌です。専用の再生機や、専用ソフトをインストールしたパソコンなどで再生できます。
- マルチメディアデージー**…文字を音声で読み上げることで、画像と一緒にみることができる電子書籍です。専用ソフトが入ったパソコンなどで再生できます。

郵送貸出

郵送により本を貸し出すことができます。発送料は県立図書館が負担します。

※返送料は利用者負担になりますが、県立図書館に直接返すことでお金をかけずに資料を返すことも可能 【対象者】

- 身体障害者手帳所持者 ●精神障害者保健福祉手帳所持者 ●療育手帳所持者

貸出期間の延長

来館が困難な方に対して、貸出期間を通常の15日間から30日間へ延長します。借りられる本数は10冊までです。

学術文献録音データ・テキストデータの製作依頼

県立図書館から、国立国会図書館が本の録音データ・テキストデータを作るように頼むことができます。詳しくは、県立図書館に問い合わせてください。

窓 口

お問合せ…福島県立図書館 電話 535-3218 FAX536-4787

申請窓口…福島県立図書館

福島県点字図書館

点字図書館は、目の不自由な方（視覚障がい者等）のために点字図書や録音図書を製作し、貸出するなどの必要な情報を提供する施設です。

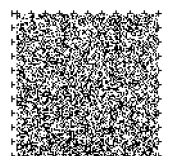
概 要

- 図書の貸出し（点字図書、カセットテープ録音図書、デージー（CD）録音図書、テキストデージー図書、マルチメディアデージー図書、シネマデージー、点字雑誌、録音雑誌）
- グループ貸出し（事前登録した読書グループ（団体）への図書の貸出し）
- 点字図書や録音図書を製作
- 広報誌の発行（広報誌「点字広報ふくしま」定期的発行）
- 奉仕員の養成（養成講座や研修会の開催）
- 中途失明者の点字習得等に関する相談

窓 口

お問合せ…福島県点字図書館 電話 531-4950 FAX534-0522

申請窓口…福島県点字図書館



110番アプリシステム

聴覚や言語に障がいのある方等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、警察に通報できるシステムです。

障がいのある方以外の110番アプリシステムのご利用は聴覚や言語に障害のある方や音声による110番通報が困難な方からの通報に支障をきたしますので、通話による110番通報をお願いします。

概要

- 専用アプリをダウンロードし、事前に、名前や住所、電話番号等を登録する。(事前登録が必要)
- 文字を用いたチャット方式による110番通報が可能。
- 国内のどこからでも、通報場所を管轄する警察本部に通報が可能。
- スマートフォンのGPSを利用し、通報場所の位置情報が通知可能。
- 写真の撮影や送付が可能。

窓口

お問合せ…福島県警察本部通信指令課 電話 522-2151 FAX 522-3222

福島県警察メール110番

聴覚や言語などに障がいがある方を対象に、事件や事故にあったとき、警察への緊急通報手段としてメールによる110番通報サービスを行っています。

※事前登録が必要です。登録方法は下記のとおりです。

1. 福島県聴覚障害者協会に連絡し、申込用紙をFAX等で受領してください。
その申込用紙に必要事項を記載し福島県警察本部通信指令課へ郵送またはFAXしてください。
■福島県聴覚障害者協会 電話：522-0681 FAX：563-6228
■福島県警察本部通信指令課 住所：〒960-8686 福島市杉妻町 5-75 FAX：522-3222 (通信指令課)
2. 「1.」が難しい場合は、福島県警察メール110番アドレスにメールを送信してください。

fp-sos.mail-110@aquanet.ne.jp

※メールには、件名に「登録希望」と入れ、住所、お名前、年齢、FAX番号、緊急時の連絡先(家族や近隣者、手話通訳可能な方等)を記載してください。その際、県警本部から必要事項を尋ねられる場合があります。

窓口

お問合せ…福島県警察本部通信指令課 電話 522-2151 FAX 522-3222

NET119緊急通報システム・FAX119番

聴覚や発話などに障がいがある方を対象に、火災や救急などの緊急通報手段として、携帯端末のインターネット回線やFAXによる119番通報を受け付けます。

「NET119緊急通報システム」

携帯電話やスマートフォンなどのインターネット回線から119番通報をするサービスで、通報時にGPS機能による位置情報や画像を送ることができるほか、チャット機能を利用して会話をすることができ、利用するには事前登録が必要です。事前登録には、通信指令課で準備している申請書に必要事項を記載のうえ、通信指令課へ提出してください。

「FAX119番」

事前の登録は不要です。ご住所やお名前など、必要な項目をあらかじめ記載しておけるよう「FAX119番通報用紙」を、通信指令課にご用意しております。ご利用の方はお問い合わせください。通報の際は「FAX119番通報用紙」でなくとも、用紙は何でも結構です。※ご不明な点がございましたら、通信指令課までお問い合わせください。

窓口

お問合せ…消防本部通信指令課 電話 534-9104 FAX 534-0310

申請窓口…消防本部通信指令課 メールアドレス sirei@mail.city.fukushima.fukushima.jp

